第四十三条　課税免除等の特例規定（この条においては、水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号。以下この条において「水特法」という。）第十三条の規定を含む。）及び法第十四条の二の規定によつて市町村の基準財政収入額から控除する額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

一　課税免除等の特例規定によつて市町村の基準財政収入額から控除する額は、課税免除等の特例規定の適用を受ける課税標準額を、土地に係るもの、家屋に係るもの及び第三十二条第四項各号に定める区分ごとの償却資産に係るものに区分し、当該区分ごとに次の算式によつて算定した額を合算した額とする。

算式

$A \times 0.0105 + B \times (0.0105 - C \times 0.75) + D \times (0.0105 - E \times 0.75) + F \times (0.0105 - G \times 0.75) + H \times (0.0105 - I \times 0.75) + J \times (0.0105 - K \times 0.75) + L \times 0.0105 \times \beta + M \times 0.007875 \times \beta + N \times 0.00525 \times \beta + O \times (0.0105 - P \times 0.75) \times \beta + Q \times (0.0105 - R \times 0.75) \times \beta + S \times (0.0105 - T \times 0.75) \times \beta + U \times (0.0105 - V \times 0.75) \times \gamma + W \times (0.0105 - X \times 0.75) \times \gamma + Y \times (0.0105 - Z \times 0.75) \times \gamma + AA \times 0.0105 \times \delta + AB \times (0.0105 - AC \times 0.75) \times \delta$

算式の符号

［略］

C　当該市町村が符号Ｂに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が 0.014 を超えるときは 0.014 とし、近畿圏法第 47 条、首都圏法第 33 条の２、中部圏法第８条及び水特法第 13 条の規定の適用に係るものにあつては当該率が 0.007 に満たないときは 0.007 とし、原発等立地地域振興法第 10 条の規定の適用に係るものであつて令和８年４月１日以後に原子力発電施設等立地地域（原発等立地地域振興法第３条の規定の適用を受けた地域をいう。以下この条において同じ。）として指定を受けた当該市町村（令和８年３月 31 日以前に原子力発電施設等立地地域として指定を受けた地域を区域内に含む市町村を除く。）のうち、当該市町村が指定を受けた年度前 3 年度内の各年度に係る地方交付税法第 14 条の規定により算定した基準財政収入額を同法第 11 条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値を合算したものの３分の１の数値（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 0.67 以上の市町村（以下この条において「令和８年４月１日以後に指定を受けた原子力発電施設等立地地域」という。）に係るものは 0.007 とする。

［略］

E　当該市町村が符号Ｄに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が 0.014 を超えるときは 0.014 とし、近畿圏法第 47 条、首都圏法第 33 条の２及び中部圏法第８条の規定の適用に係るものにあつては当該率が 0.0105 に満たないときは 0.0105 とし、関西学研法第 11 条、特定農山村法第 16 条及び水特法第 13 条の規定の適用に係るものにあつては当該率が 0.007 に満たないときは 0.007 とし、半島振興法第 17 条、リゾート法第９条、多極法第 14 条、地方拠点法第 12 条、ベイエリア法第 14 条及び原発等立地地域振興法第 10 条の規定の適用に係るもの（令和８年４月１日以後に指定を受けた原子力発電施設等立地

第四十三条　課税免除等の特例規定（この条においては、水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号。以下この条において「水特法」という。）第十三条の規定を含む。）及び法第十四条の二の規定によつて市町村の基準財政収入額から控除する額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

一　課税免除等の特例規定によつて市町村の基準財政収入額から控除する額は、課税免除等の特例規定の適用を受ける課税標準額を、土地に係るもの、家屋に係るもの及び第三十二条第四項各号に定める区分ごとの償却資産に係るものに区分し、当該区分ごとに次の算式によつて算定した額を合算した額とする。

算式

$A \times 0.0105 + B \times (0.0105 - C \times 0.75) + D \times (0.0105 - E \times 0.75) + F \times (0.0105 - G \times 0.75) + H \times (0.0105 - I \times 0.75) + J \times (0.0105 - K \times 0.75) + L \times 0.0105 \times \beta + M \times 0.007875 \times \beta + N \times 0.00525 \times \beta + O \times (0.0105 - P \times 0.75) \times \beta + Q \times (0.0105 - R \times 0.75) \times \beta + S \times (0.0105 - T \times 0.75) \times \beta + U \times (0.0105 - V \times 0.75) \times \gamma + W \times (0.0105 - X \times 0.75) \times \gamma + Y \times (0.0105 - Z \times 0.75) \times \gamma + AA \times 0.0105 \times \delta + AB \times (0.0105 - AC \times 0.75) \times \delta$

算式の符号

［同左］

C　当該市町村が符号Ｂに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が 0.014 を超えるときは 0.014 とし、近畿圏法第 47 条、首都圏法第 33 条の２、中部圏法第８条及び水特法第 13 条の規定の適用に係るものにあつては当該率が 0.007 に満たないときは 0.007 とする。

［同左］

E　当該市町村が符号Ｄに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が 0.014 を超えるときは 0.014 とし、近畿圏法第 47 条、首都圏法第 33 条の２及び中部圏法第８条の規定の適用に係るものにあつては当該率が 0.0105 に満たないときは 0.0105 とし、関西学研法第 11 条、特定農山村法第 16 条及び水特法第 13 条の規定の適用に係るものにあつては当該率が 0.007 に満たないときは 0.007 とし、半島振興法第 17 条、リゾート法第９条、多極法第 14 条、地方拠点法第 12 条、ベイエリア法第 14 条及び原発等立地地域振興法第 10 条の規定の適用に係るものにあつては当該率が 0.0035 に満たないときは 0.0035 とし、地域